

平成27年第12回瑞浪市教育委員会定例会会議録

(要点筆記)

日 時 平成27年10月15日(木) 13時30分開会

場 所 瑞浪市役所 4階 全員協議会室

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 本日の会議録署名委員の指名

日程第3 議 事

出席委員(5名)

委員長	加 藤 博 之
1 番	山 田 幸 男
2 番	五 嶋 久 年
3 番	水 野 昌 代
4 番(教育長)	平 林 道 博

説明のため出席した者の職、氏名

事務局長	伊 藤 正 徳
教育総務課長	酒 井 浩 二
学校教育課長兼	
学校給食センター所長	藤 井 雅 明
社会教育課長	柴 田 宏
スポーツ文化課長	工 藤 将 哉

職務のため出席した事務局職員

教育総務課総務係長	羽 柴 千 世
教育総務課主事	丸 山 佳 子

委員長

13時30分、本日の委員会定例会の開会を宣言する。

—市民憲章朗誦—

日程第1、前回会議録の承認を行う。

平成27年第11回教育委員会定例会の会議録の承認は、1番山田幸男委員と2番五嶋久年委員が承認の署名を行う。

—署名—

委員長

日程第2、本日の会議録署名委員の指名を行う。

本日の会議録署名委員は、委員長において、3番水野昌代委員と4番平林道博委員の2名を指名する。

委員長

日程第3、「議第43号 平成27年度瑞浪市教育功労者の選定について」を議題とします。

本案について、事務局に説明を求める。

教育総務課長
学校教育課長
スポーツ文化課長
社会教育課長

議案資料により説明する。

委員長

質疑はあるか。

水野委員

スポーツ少年団の発展に寄与された方が何名か選出されているが、皆さん平成17年度から10年間活動されたとある。
10年という目安はあるのか。

スポーツ文化課長

有資格者が指導を始めてからの経過年数が10年以上の指導者を推薦している。年数は表彰規定の内規で定めており、10年以上活動されている方を今回推薦した。

水野委員

各種団体で長年活動された方や、何かの表彰を受けた方の推薦が上がってくると思うが、地域でのボランティア活動等で活躍された方を推薦したい場合は、どこにお知らせすればよいか。

スポーツ文化課長

コミュニティーセンターやまちづくり協議会組織を通じて推薦をお願いするとよいと思われるが、そういった方々は功績年数がはっきりしない場合が多く、また、奥ゆかしい方が多いので、あまり表に出てこない場合が多いと聞いている。

社会教育課長	<p>青少年育成に関わる功績だと、町民会議で表彰・顕彰され、その後こちらに上がってくる。</p> <p>地区で推薦いただくか、水野委員のように地域住民の方から教えていただかないと担当課では気が付かない。</p>
五嶋委員	<p>団体の代表者が推薦されている場合と、同じ団体から何名か推薦が上がっている場合があるようだが、違いは何か。</p>
スポーツ文化課長	<p>代表者ということではなく、いち指導者として推薦している。</p>
山田委員	<p>スポーツ少年団に関わっている方が多数推薦されているが、例えば中学校のクラブの指導者等も条件が満たせば、表彰対象になるのか。</p>
スポーツ文化課長	<p>そのように考えている。</p>
山田委員	<p>表彰基準の第2条(1)学校教育関係職員に関して、「勤務成績が極めて優秀である」と基準があるが、具体的にはどういった基準をもって優秀であると認めているのか。</p>
学校教育課長	<p>明確な基準はないので、この場で検討していただくということになるかと思う。</p>
山田委員	<p>校長や教育関係者からの推薦理由をこの場で検討して判断するということがよいか。</p> <p>例えば、教員だと勤務評価が基準に反映することはあるのか。</p>
学校教育課長	<p>ひとつの判断基準になると思われる。</p>
委員長	<p>皆さんの質問の主な観点は表彰基準である。基準の範囲が「きわめて」や「優秀」等の表現がされているので、どのように扱うかという問題があると思うが、推薦があった場合この教育委員会で諮るということだと思われる。</p>
委員長	<p>第4条(3)善行功労にボランティア活動も入ると思うが、この基準も10年でいいか。</p>
事務局長	<p>善行功労については、特に10年等の基準を定めていない。</p> <p>なるべく各方面に推薦依頼を行い、最終的にこの場で検討いただくことを考えている。</p> <p>また、善行功労はここ数年推薦がないと記憶している。</p> <p>社会的に色々な方面でボランティア活動に取り組まれている方が多く、10年という基準は低いと個人的に考えている。</p> <p>表彰する中で、ボランティア活動されている方に今後も頑張っていたきたいと思うが、以前、市の功労者表彰でそういった表彰を受けるとプレッシャーがかかって続けることができないという理由で辞退した方</p>

があったと聞いている。

地域や関係団体からの推薦に基づいて、臨機応変に対応したいと考えている。

教育長

世に隠れている善行・ボランティア活動等をしてみえる方をもれなく推薦することが大事だと思うが、まだ漏れている分野等があるのではないか。

例えば、クラブ活動の指導者や民間のスポーツ団体はきちんと調べているか。

スポーツ文化課長

スポーツ団体に限れば、体育協会に加盟している種目の団体が瑞浪市内にある場合は推薦を上げていますので、漏れは少ないと考えている。

ただし、体育協会から離れて活動されている団体に関しては、教育長がおっしゃられるようなケースもあるかと思われる。

教育長

体育協会に加盟していない民間団体や NPO 団体で活躍してみえる方が網羅できないので、ぜひ、教育委員にもご協力いただき、来年には落ちや漏れがないようにしたい。

山田委員

中学校のクラブ指導者について、スポーツ少年団等とは違い単独の団体であるため、クラブ活動とスポーツ少年団が同列の基準で表彰対象となるのか疑問に思い、先ほど質問をした。

例えば、個人でサッカークラブを立ち上げ、個人的にクラブ員を募集し多年に渡り指導している場合、推薦基準に合致するのか。

教育長

中学校のクラブは、資料4頁の表彰基準の第4条「体育功労」の「各種スポーツ指導者として後進の指導、育成に努めその功績が顕著であるもの（10年）」に当たると思われる。

山田委員

以前、ボーリングの県大会で個人優勝し全国大会へ行った小学生児童がおり、その子を推薦に上げた際、ボーリング協会は公的に認められている団体ではないという理由で承認されなかったことがあったが、何故か。

教育長

資料5頁で規定しているとおおり、参加市が11市以上ではないマイナー競技は表彰対象に該当しない場合がある。

教育長

学校長が推薦した者に関しては、教育委員会の場で承認されない事例がないよう、事前に事務局から内容等の問い合わせをしている。

山田委員

承知した。

委員長

資料4頁にある表彰基準では非常にあいまいな部分もあるが、推薦された者個々を探っていくと多様な例があるので、その都度教育委員会で諮っていくしかないと考える。想定外の例が出てくる場合もあるので、基準そのものを細かく決めることは難しい。

また、表彰基準第4条(2)社会事業、(3)善行功労は市の功労者表彰と重なる部分もあるが、どちらの対象となるのかは事務局の方で振り分けるのか。

事務局長

市の功労者表彰は教育委員会も含めた全ての課へ推薦照会をしている。市と教育委員会どちらの対象になるかは、事案によって判断する。

委員長

その他に質疑はあるか。

各委員

質疑なし。

委員長

それでは、質疑を終結し採決を行う。

「議第43号 平成27年度瑞浪市教育功労者の選定について」を原案のとおり承認することに異議はないか。

各委員

異議なし。

委員長

ご異議ないものと認める。

よって、「議第43号」は、原案のとおり決する。

委員長

以上で本定例会に提出された議案の審議が終わり、本日の日程が終了したので、これにて、平成27年第12回瑞浪市教育委員会定例会を閉会する。

13時55分終了